第十五条第二項から第四項まで	組合は	市町村連合会は
	当該組合	市町村連合会
第十六条第一項	組合は	市町村連合会は
第十六条第一項第二号	地方公共団体の一時借入れ	構成組合の借入れ
第十六条第一項第六号	組合員	構成組合の組合員
第十六条第一項第七号	当該組合	市町村連合会
	主務省令	総務省令
第十六条第二項	組合	市町村連合会
第十六条第三項	組合（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。）	市町村連合会
第十六条の二第一項	組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。以下この条において同じ。）	市町村連合会
第十六条の二第一項第三号ロ	組合	市町村連合会
第十六条の二第一項第四号	組合員	構成組合の組合員
第十六条の二第一項第十号	地方公共団体の一時借入れ	構成組合の借入れ
第十六条の二第一項第十一号	当該組合	市町村連合会
第十六条の二第三項	組合は	市町村連合会は
第十六条の二第四項	組合の	市町村連合会の
第十六条の三	組合	市町村連合会

第二十一条の見出しを「（厚生年金保険給付調整積立金及び退職等年金給付調整積立金の払込み）」に改め、同条第一項中「組合（」の下に「指定都市職員共済組合、」を加え、「長期給付積立金」を「厚生年金保険給付調整積立金」に、「当該事業年度の末日において第十五条（前条において準用する場合を含む。以下この節において同じ。）の規定により積み立てるべき積立金の」を「厚生年金保険給付組合積立金のうちから、」に、「増加見込額に、」を「厚生年金保険給付組合積立金の増加見込額に」に、「金額を」を「ものを」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　組合は、退職等年金給付調整積立金に充てるため、毎事業年度、総務省令で定めるところにより、法第百十三条第二項第三号に規定する掛金及び負担金の見込額の百分の五に相当する金額を地方公務員共済組合連合会に払い込まなければならない。

第二十一条の二の見出し中「長期給付」を「厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金並びに退職等年金給付」に改め、同条中「長期給付」を「厚生年金拠出金又は基礎年金拠出金」に改め、同条に次の一項を加える。

2　地方公務員共済組合連合会は、組合の請求に基づき、当該組合の退職等年金給付に要する資金が不足していると認められるときは、総務省令で定めるところにより、必要な資金を当該組合に交付する。

第二十一条の三を次のように改める。

（準用規定）

第二十一条の三　第十六条第一項から第三項まで及び第五項、第十六条の二並びに第十六条の三の規定は、地方公務員共済組合連合会の業務上の余裕金の管理及び運用について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十六条の見出し	厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金	厚生年金保険給付調整積立金等資金及び退職等年金給付調整積立金等資金
第十六条第一項	組合は	地方公務員共済組合連合会は
	（厚生年金保険給付組合積立金	（厚生年金保険給付調整積立金
	厚生年金保険給付組合積立金等資金	厚生年金保険給付調整積立金等資金
	及び退職等年金給付組合積立金	及び退職等年金給付調整積立金
	退職等年金給付組合積立金等資金	退職等年金給付調整積立金等資金
第十六条第一項第二号	地方公共団体の一時借入れ	組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。）又は市町村連合会の借入れ
第十六条第一項第六号	組合員	全ての組合の組合員
第十六条第一項第七号	当該組合	地方公務員共済組合連合会
	主務省令	総務省令
第十六条第二項	組合	地方公務員共済組合連合会
第十六条第三項	組合（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。）	地方公務員共済組合連合会
第十六条の二の見出し	厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金	厚生年金保険給付調整積立金等資金及び退職等年金給付調整積立金等資金
第十六条の二第一項	組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。以下この条において同じ。）	地方公務員共済組合連合会
第十六条の二第一項第三号ロ	組合	地方公務員共済組合連合会
第十六条の二第一項第四号	組合員	全ての組合の組合員